

子育て支援センターの機能拡充について

1 目的

こども政策を取り巻く動向と、子育て支援センターが今後求められる役割を見据え、相談体制の強化や開所日の拡充など、これまで以上に充実した子育て支援サービスを提供できる施設となることを目指します。

2 背景

(1)国の動向

国は、「少子化」を差し迫った国家的な課題と捉え、令和5年4月に「こども基本法」を施行し、こども家庭庁を設置しました。同年12月に示された「こども未来戦略」では、最新の統計(『令和4年人口動態統計月報年計(概数)の概況出生数』厚生労働省)で、少子化がさらに加速したことが確認されたことを踏まえ、これからの6～7年が少子化傾向を反転できるかどうかの「ラストチャンス」とであると表明し、今後3年間で集中取組期間とした「こども・子育て支援加速化プラン」を実施することとしています。

また、同月には「こども大綱」が発出され、こども政策を総合的に推進するための、政府全体のこども施策の基本的な方針等が定められています。

(2)茅ヶ崎市の動向

本市では、「茅ヶ崎市総合計画 2021-2030」政策目標1として、「子どもが希望を持って健やかに成長し、次代を担うひとが育つまち」を定め、茅ヶ崎市の未来を安定的なものとするには、「子どもを産み育てやすい環境の整備に努める」ことや、「子ども・若者を取り巻く社会問題や環境の変化への的確な対応」が必要であるとして様々なこども施策の充実を図ってきました。

また、令和7年度に策定を予定している「こども計画」に先駆け、令和5年8月には「こどもまちプロジェクト」を策定し、こどもに関わる様々な施策を実施していくための考え方及び施策を取りまとめるなど、スピーディかつ効果的に取り組んでいます。

3 茅ヶ崎市における子育てを取り巻く課題

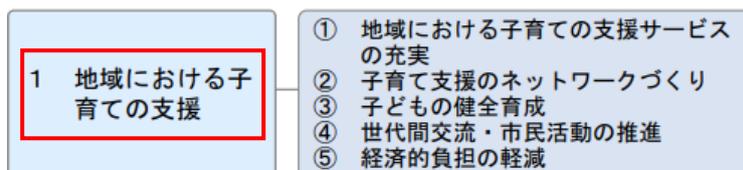
総合計画を上位計画として、本市における子ども・子育て支援施策を総合的に推進するために策定している「第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」において、本市の現状と課題を分析しており、課題解消に向けた基本施策として次の各項を設定しています。

- (1) 地域における子育ての支援
- (2) 乳幼児期の教育・保育
- (3) 親と子の健康の確保及び増進
- (4) 子育てを支援する生活環境・安全の確保
- (5) 要保護・要支援児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

(6) 子どもの今と未来を応援する取り組みの推進

4 第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画における子育て支援センターの位置付け

「第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」では、本市が目指す将来像として「すべての子どもの成長を喜びあえるまち」を基本目標に定め、これを実現するための基本施策1「地域における子育ての支援」の重点事業として子育て支援センターを位置付けています。



基本施策1 地域における子育ての支援

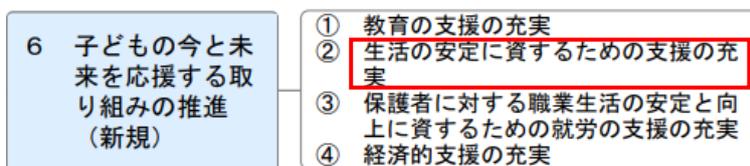
すべての人が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができるようにしていくためには、身近な地域や学校等との関わりの中で、子育ての喜びや楽しみを共有できる仲間や援助者がいることが重要なことから、子育てに対する理解を進めるための交流の場の設置や協力者の育成などを通じた地域のつながりづくりを推進します。また、地域に密着したきめ細かな子育て支援活動が展開されるよう、関係機関等との連携を図りながら、子どもや子育てに関するあらゆる相談に迅速・適切に対処できる体制を強化し、地域における総合的な子育て支援体制の充実を図ります。

重点事業

- ・育児支援家庭訪問事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・子育て短期支援事業
- ・**子育て支援センター事業**
- ・子育て練習講座「ほしつ☆メソッド」の実施
- ・巡回相談事業 など

出典:第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画 概要版

また、基本施策6「子どもの今と未来を応援する取り組みの推進」における、施策の方向②「生活の安定に資するための支援の充実」を進めるための取り組みとして、市内4か所の子育て支援センターが相互に連携を図りながら、子育て家庭に対する相談・情報提供を充実させる旨を併せて位置付けています。



基本施策6 子どもの今と未来を応援する取り組みの推進

子どもの貧困は、経済的な困窮だけでなく、子どもの学習意欲の低下や生活習慣への影響、自己肯定感の欠如など、子どもの健やかな成長に大きな影響を及ぼすことから、すべての子どもが安心して自分らしく生きていけるよう、子どもとその家庭への支援の充実を図ります。

子どもの現在と将来が生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

重点事業

- ・生活困窮者自立支援事業(子ども健全育成推進事業)
- ・母子・父子自立支援員による支援
- ・母子家庭父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業 など



出典:第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画 概要版

5 子育て支援センターの概況

(1)各子育て支援センターの開所時期、管理運営方法等

	駅北口	駅南口	浜竹	香川駅前
開所時期	平成10年4月	平成12年7月	平成16年5月	平成27年10月
面積	168.14㎡	79.0㎡	99.37㎡	134.15㎡
建物の所有形態	借用	借用	市有	借用
管理・運営	直営(運営は委託)			
開所日	月曜～金曜、 第2・4土曜	月曜～金曜	月曜～金曜	月曜～金曜、 第1・3土曜
開所時間	9時から17時まで			

(2)基本となる事業

- こどもとその保護者が気軽に立ち寄れる“ひろば”の提供
- 育児の悩みなどに関する相談
- 地域の子育て情報の発信
- 子育てや子育て支援に関するイベントや講習の実施

(3)利用者数、相談件数の推移

令和元年度から令和3年度にかけては、コロナ禍の影響で利用者が減少しましたが、令和5年度については、過去8年間で最も利用者が多かった平成28年度の約83%まで利用者数が回復する見込みです。また、相談件数についても同様の傾向が見られます。

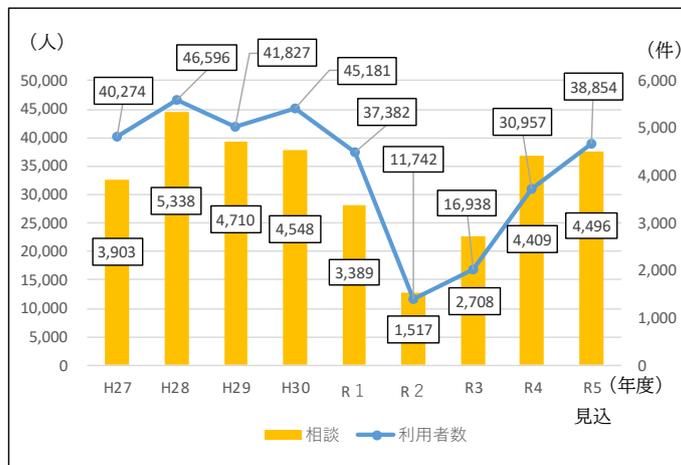


図1 市内子育て支援センターの利用者数、相談件数の推移(4センター合計)

4 施設ごとの利用者数と相談件数を見ると、施設の規模による人数や件数に差はあるものの、地域ごとの大きな差は見られず、4 施設とも需要があることが確認できます。



図2 市内4センターごとの利用者数の推移

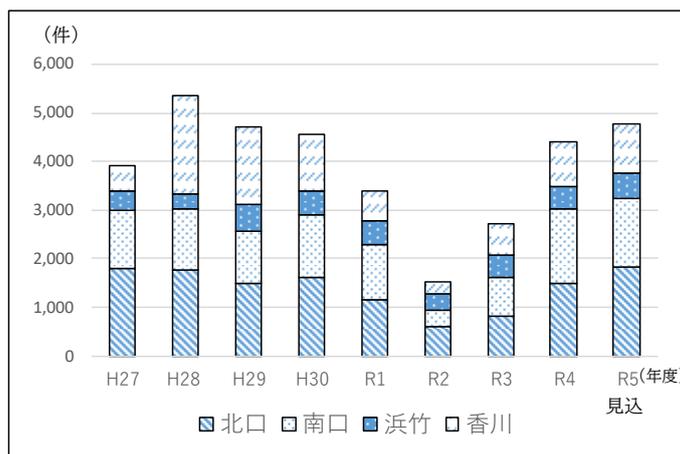


図3 市内4センターごとの相談件数の推移

6 子育て支援センターが今後求められる役割

子育て支援センターは利用者数の約半数を0～2歳児が占めており、未就園児の親子を中心に利用されています。本市の子育て支援センターが担うべき役割として、こどもの遊び場や子育ての悩みを相談する場など、支援を求める人が誰でも気軽に訪れることができる場を提供することが基本と考えており、現状においても一定以上のニーズを満たしています。

一方で、社会状況の変化に伴い、子育て支援センターに求められる役割にも変化が生じており、その対応が課題となっています。課題となっている事象と、具体的に必要と考える対応について次に示します。

(1)「地域子育て相談機関」としての機能強化

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、令和6年度より施行される改正児童福祉法に基づき、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機関として、本市では令和6年4月に「こども家庭センター」を設置予定です。

併せて改正児童福祉法では、子育て支援センターが「こども家庭センター」を補完する「地域子育て相談機関」として機能するよう体制を整備することが求められています。

児童虐待につながりかねないケースの早期発見や未然予防などの課題に対して、これまで以上に子育て家庭との接点や相談機会を増やすために、利用者にとって魅力ある施設運営を実施するとともに、相談体制を強化する必要があります。

また、国資料によると、こどもの虐待による死亡事例は6割が0歳児(うち5割は0か月児)であり、妊娠期からの切れ目のない支援についても併せて充実していく必要があります。

(2)利用者の多様化への対応

誰もがあらゆる分野に参画し、活躍できる、ジェンダー平等社会の実現を目指すための「茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画」において、「男性の家事・子育て・介護への参画を進める」ことを目標の1つに掲げており、男性が主体的に家事・子育て・介護に取り組む機会を創出し、固定的な性別役割分担意識を解消していくことが求められています。

現在、市内4か所の子育て支援センターのうち2か所で隔週開所している土曜日の施設利用状況を見ると、下表右の「父親の一日当たり利用人数」が平日と比べて著しく増加していることが分かります。父親の育児機会の確保あるいは増加に繋げていくために、父親がより子育て支援センターを利用しやすい環境を整備していくことが必要となります。

茅ヶ崎駅北口子育て支援センター 令和5年10月～12月利用状況

	開所日数(日) ①	(全体) 利用人数 (人) ②	(父親) 利用人数 (人) ③	(全体)	(父親)
				一日当たり利用人数 (人/日) ②÷①	一日当たり利用人数 (人/日) ③÷①
平日	61	1,893	68	31.0	1.1
土曜日 (第2、第4土曜日)	6	197	66	32.8	11.0
合計	67	2,090	134	31.2	2.0

また、総務省の2022年(令和4年)住民基本台帳人口移動報告結果では、0歳から14歳までの転入超過数が多い市町村として全国10位となっており、子育て世帯の転入が多い状況が続いています。

子育て支援センターは、ひろばの提供やイベント等の実施、地域の子育て情報の発信といった事業を通じて、新たな人やコミュニティとの繋がりを持つことができたり、まちの情報を得ることができたりすることから、新たに茅ヶ崎へ移り住んだ親子がまちと繋がるきっかけとなる場所にもな

ります。

以上のことから、利用者の多様化に対応し、利用者がより訪れやすく、より魅力を感じられる施設としていくために、開所日の拡充やイベント等の充実を図っていく必要があります。

7 機能拡充の具体的内容と手法

ここまで述べてきた子育て支援センターに今後求められる役割を果たしていくために、具体的に次のような取り組みを行います。また、その手法として、状況に応じた迅速で柔軟な事業実施や、複数年の事業請負を基盤とした効果的な人員確保が可能となる指定管理者制度を導入し、民間事業者のノウハウを活かしながら運営していくことが有効であると考えます。

(1)相談体制の強化

子育て支援センター事業の運営を受託できる事業者としては、社会福祉法人のほか、総合保育サービス業や人材派遣業を展開する事業者が挙げられます。

いくつかの事業者にはヒアリングを実施したところ、自社で人材を確保できる、または人材登録とマッチングのシステムを構築しており、欠員が出た場合なども迅速に対応できる旨確認しています。このようなノウハウを活用し、保育士や栄養士などの専門職人材を確保することで、これまで以上に安定的な相談体制を整えることができます。

子育て支援センターの相談機関としての役割は、子育てへの悩みなどから児童虐待につながりかねないケースに気づく“身近な”相談場所となり、必要な関係機関へつなげていくことにあります。子育て支援センターでの初動的な相談支援体制を強化し、「こども家庭センター」を補完する役割を果たしていきます。

(2)開所日の拡充

先述のとおり、現在、土曜日の開所については市内4か所の子育て支援センターのうち2か所で隔週実施していますが、これを拡充し、土曜日を4か所常時開所、日曜日を1か所(駅北口)常時開所とします。

開所日の拡充により、父親をはじめ平日に休めない養育者の来所機会を確保し、多様化する利用ニーズに応じた支援の充実を図ります。また、他の公共の相談機関が休日となる日でも育児に関する相談を受けられる体制を敷くことができます。加えて、これから出産を予定する夫婦(プレママ、プレパパ)が、休日に来所できる機会を確保することにもつながります。

なお、子育て支援センターの土日祝日の開所については、推進に向けた国の交付金の拡充が予定されており、こちらの活用についても併せて検討します。

(3)イベントや出張事業の充実等

事業者が展開する親子向けプログラム、さらには関連企業とのコラボレーションなど、これまでの子育て支援センターにはないサービスを提供します。利用者が「行ってみたい」と思える施設に

していくことで、子育て世帯との接点やこどもの状況把握の機会を増やすとともに、利用者の満足度向上を図ります。

子育て支援施設を充実させていくことで、「こどもと子育て世代にやさしいまち」といったイメージの醸成にもつなげていきます。

また、妊娠期からの切れ目のない支援を充実させていく観点から、プレママ・プレパパ向けのイベント等を実施していきます。出産や育児に関する不安の軽減を図るとともに、産前からプレママ・プレパパとの接点を作り、出産後の拠り所として子育て支援センターを活用してもらえる素地を築くことで、産後うつや児童虐待を未然に防ぐ体制を整えます。

加えて、市内各地への出張事業についても積極的に展開していきます。公民館や子どもの家などにおけるひろばの提供や相談事業、イベントの実施を通じて、各子育て支援センターから離れた場所に暮らす子育て家庭が支援の場に訪れやすい環境を整えるとともに、各子育て支援センターへの来所を促進する機会としていきます。

(4) ファミリー・サポート・センター事業との一体化等による効率的な運営

ファミリー・サポート・センター事業^{*}と子育て支援センター運營業務の一体化により、事業の相乗効果や人員確保に対するスケールメリットを享受できるよう工夫を行います。

事業の一体化にかかるメリットとして、①こどもを預かる側の会員が活動時間を子育て支援センターで過ごす、②子育て支援センターに相談に来た利用者に、日々の悩みを解消する方法としてファミリー・サポート・センターを紹介する、③ファミリー・サポート・センターへ訪れた人が子育てへの悩みを抱えていることを把握できた際に、子育て支援センターの相談を勧めるなど、事業面での連携強化を図ることができます。

併せて、ファミリー・サポート・センター事業の利用促進によるレスパイトの推進などといった相乗効果を見込みます。

※ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい人からの申込みに応じて、アドバイザーが育児の援助を行ってくれる会員を紹介し、地域の中で相互に育児援助活動を行う事業。現在、ファミリー・サポート・センター事業については、茅ヶ崎駅北口子育て支援センターと同じ建物内(農協ビル)、同じ委託業者により事務が実施されています。

その他として、4か所の子育て支援センターを一括管理とすることでコスト面でのスケールメリットを享受できるよう、併せて工夫します。

(参考) 想定コスト

※4か所の子育て支援センター運営経費、ファミリー・サポート・センター事業経費、土日開所を行う場合の経費合計となります。

※指定管理2者の額は現時点での概算見積額です。

直営	113,100,000 円
指定管理 A	98,210,000 円

指定管理 B 109,200,000 円

8 今後のスケジュール

年月	事項
令和6年3月	全員協議会
5月	例規等審査会
6月	市議会定例会(条例改正、債務負担行為の設定)
7月	指定管理者選定等委員会①
7~9月	公募
10月	指定管理者選定等委員会②
12月	市議会定例会(指定管理者の指定)
令和7年3月	協定締結
4月	指定管理者による管理運営開始